次 🔷



# 愛媛県報

発行 愛媛 県

第638号

令和7年8月22日金曜日 第638号

♦ 目

	告示	
$\circ$	自衛官候補生の採用試験・・・・・・(行政経営課)・・・	613
$\bigcirc$	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正(人事課) … (	613
$\bigcirc$	肥料の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(農産園芸課)・・・・	614
$\circ$	港湾施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(港湾海岸課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	614
$\circ$	公有水面埋立地の用途変更の許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	614
$\bigcirc$	急傾斜地崩壊危険区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	617
$\circ$	愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	617
$\bigcirc$	土地改良区役員の就退任の届出・・・・・・(東予地方局農村整備課)・・・(東予地方局農村整備課)・・・・	618
$\bigcirc$	建設業者の許可の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	618
$\bigcirc$	開発行為に関する工事の完了(中予地方局建築指導課) … (	618
$\bigcirc$	道路の供用開始(一般国道 381 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	618
$\bigcirc$	医師の指定・・・・・・・(福祉総合支援センター)・・・(	618
$\bigcirc$	指定医師の所在地の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	619
$\circ$	指定医師の辞退の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	619
	監査公表	
$\circ$	定期監査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	619
	人事委員会規則	
0	職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	
	(人事委員会事務局) ··· (	620
	選挙管理委員会告示	
$\cap$	直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数·······(選挙管理委員会)···(	COI
0	直接請求の安件となるへき選挙権を有する者の数····································	521
	正誤	
$\circ$	令和7年8月1日付け第632号愛媛県告示第748号(県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(3件))中・・・・・・・・・・・(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	621
0	令和7年7月11日付け第626号外2愛媛県公営企業管理規程第8号(愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程)中	
	(公営企業管理局総務課)	621

告 示

# ○愛媛県告示第778号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試験場の位置	試験場の名称	担 当 区 域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和7年9月21日(日)0時 から令和7年9月24日(水) 24時の間で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和7年9月28日(日)から 令和7年9月30日(火)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

# ○愛媛県告示第779号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年5月愛媛県告示第748号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、令 和7年8月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護|条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護 を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の 区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

	T	
介護を要 する状態 の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要 する費用を支出して 介護を受けた日があ るとき (2に掲げる 場合を除く。)。	その月における介護に 要する費用として支出 された費用の額(その 額が <u>186,050円</u> を超える ときは、 <u>186,050円</u> )
	2 省略	
随時介護 を要する 状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して 介護を受けた日があるとき(2に掲げる 場合を除く。)。	その月における介護に 要する費用として支出 された費用の額(その 額が <u>92,980円</u> を超える ときは、 <u>92,980円</u> )
	2 省略	

75 正 前

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の 区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要 する状態 の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要 する費用を支出して 介護を受けた日があ るとき (2に掲げる 場合を除く。)。	その月における介護に 要する費用として支出 された費用の額(その 額が <u>177,950円</u> を超える ときは、 <u>177,950円</u> )
かちロナ 人 きだ	2 省略	フの口に いよっ 人=出に
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して 介護を受けた日があ るとき (2に掲げる 場合を除く。)。	その月における介護に 要する費用として支出 された費用の額(その 額が <u>88,980円</u> を超える ときは、 <u>88,980円</u> )

## ○愛媛県告示第780号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7 条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年 月日	登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
令和7 年8月 7日	愛媛県 第1304 号	菌体的 ん酸料	新CO ERU	窒量 2.5酸 素 2.5酸 3.5	使れ料有さ有分大び他限は定のり用る、をれ害の量その事、規とさ原含許る成最及の制項公格お	株式会社日本有機四国 愛媛県西条市旦 之上乙303番地 3

#### ○愛媛県告示第781号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公 示する。

令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 松山港

種類	位置	数量及び能力
航路標識	北緯33度50分55.4秒、東 経132度41分42.6秒	灯質 単閃緑光毎4秒に1閃光 光達距離 5.5キロメートル 数量 1基

#### ○愛媛県告示第782号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」と いう。)第13条/2第1項の規定に基づく埋立地の用途の変更の許 可の申請があった。

法第13条/2第2項において準用する法第3条第1項に規定する 書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び西条市役所 において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年8月22日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代 表者の氏名及び住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 代表者 愛媛県知事 中 村 時 広 松山市岩崎町一丁目7番7号

#### 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

#### (1) 埋立区域

#### ア 位置

#### 1) 全体

愛媛県西条市ひうち字西ひうち30番、31番、32番及び33番の地内並びに30番、31番、32番及び33番の地先公有水面

2) 1工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち30番、31番及び32番の地 内

3) 2工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち33番の地内

4) 3工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち30番、31番、32番及び33 番の地先公有水面

#### イ 区域

#### 1)全体

次の各地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +3.31メートルにより決定)により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、 東経133度12分51秒3285の地点。

①の地点 基点から291度49分14秒3,103.10メートルの 地点

②の地点 ①の地点から343度56分54秒2.00メートルの 地点

③の地点 ②の地点から73度56分54秒4.00メートルの地 点

④の地点 ③の地点から343度56分54秒40.60メートルの 地点

⑤の地点 ④の地点から253度56分54秒4.00メートルの 地点

⑥の地点 ⑤の地点から343度56分54秒607.40メートル の地点

⑦の地点 ⑥の地点から73度56分54秒700.00メートルの 地点

⑧の地点 ⑦の地点から163度56分54秒593.78メートル の地点

9の地点 8の地点から73度56分54秒3.22メートルの地 占

⑩の地点 ⑨の地点から163度56分54秒56.22メートルの 地点

#### 2) 1工区

次の各地点のうち①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +3.31メートルにより決定)により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、 東経133度12分51秒3285の地点。

①の地点 基点から291度49分14秒3,103.10メートルの 地点 ②の地点 ①の地点から343度56分54秒2.00メートルの 地点

③の地点 ②の地点から73度56分54秒4.00メートルの地 点

④の地点 ③の地点から343度56分54秒40.60メートルの 地点

⑤の地点 ④の地点から253度56分54秒4.00メートルの 地点

①の地点 ⑤の地点から343度56分54秒137.40メートルの地点

②の地点 ①の地点から73度56分54秒320.00メートルの 地点

③の地点 ②の地点から163度01分45秒180.02メートルの地点

## 3) 2工区

次の各地点のうち③の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と③の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +3.31メートルにより決定)により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、 東経133度12分51秒3285の地点。

③の地点 基点から295度48分06秒2,855.10メートルの 地点

②の地点 ③の地点から343度01分45秒180.02メートルの地点

④の地点 ⑫の地点から343度56分54秒172.45メートルの地点

⑤の地点 ⑭の地点から28度56分54秒24.82メートルの 地点

⑯の地点 ⑮の地点から73度56分54秒362.45メートルの 地点

⑧の地点 ⑯の地点から163度56分54秒313.78メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から73度56分54秒3.22メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から163度56分54秒56.22メートルの 地点

#### 4) 3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑪の地点と⑫の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、 東経133度12分51秒3285の地点。

⑪の地点 基点から294度21分08秒3,216.74メートルの 地点

⑥の地点 ⑪の地点から343度56分54秒470.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から73度56分54秒700.00メートルの 地点

⑯の地点 ⑦の地点から163度56分54秒280.00メートルの地点

⑤の地点 ⑯の地点から253度56分54秒362.45メートルの地点

⑭の地点 ⑮の地点から208度56分54秒24.82メートルの 地占

②の地点 ⑭の地点から163度56分54秒172.45メートルの地点

#### ウ 面積

1)全体

455,018.62平方メートル

2) 1工区

57,697.52平方メートル

3) 2工区

140,367.10平方メートル

4) 3工区

256.954.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

#### ア 位置

1)全体

愛媛県西条市ひうち字西ひうち3番11、3番49、4番、5番、6番1、6番30、30番、31番、32番、7番8、7番7、33番、7番21、7番20及び7番19の地内並びに同市ひうち字西ひうち3番11、4番、5番、30番、31番、32番、33番、7番21及び7番19の地先公有水面

2) 1工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち3番11、3番49、4番、5番、6番1、6番30、30番、31番及び32番の地内並びに同市ひうち字西ひうち3番11、4番、5番及び30番の地先公有水面

3) 2工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち6番1、7番8、7番7、33番、7番21、7番20及び7番19の地内並びに同市ひうち字西ひうち7番21及び7番19の地先公有水面

4) 3 T.X

愛媛県西条市ひうち字西ひうち7番21の地内並びに同市 ひうち字西ひうち30番、31番、32番、33番及び7番21の地 先公有水面

# イ 区域

1)全体

次の各地点を順次に結んだ線及び®の地点と®の地点と を結んだ線により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、 東経133度12分51秒3285の地点。

④の地点 基点から290度15分02秒3,200.78メートルの 地点

®の地点 ▲の地点から343度56分54秒360.00メートルの地点

©の地点 Bの地点から348度14分15秒401.12メートルの地点

⑩の地点 ⑥の地点から73度56分54秒900.00メートルの 地点

- ⑥の地点 - ⑥の地点から159度39分33秒401.12メートル の地点

⑤の地点 ⑥の地点から163度56分54秒360.00メートルの地点

2) 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、 東経133度12分51秒3285の地点。

④の地点 基点から290度15分02秒3,200.78メートルの 地点

①の地点 ⑥の地点から73度56分54秒450.00メートルの 地点

①の地点 ⑪の地点から163度01分45秒190.02メートルの地占

#### 3) 2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と®の地点と を結んだ線により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、 東経133度12分51秒3285の地点。

①の地点 基点から295度39分14秒2,848.32メートルの 地点

⑪の地点 ①の地点から343度01分45秒190.02メートルの地点

①の地点 ⑪の地点から343度56分54秒172.45メートルの地点

⑥の地点 ①の地点から28度56分54秒24.82メートルの 地点

①の地点 ⑥の地点から73度56分54秒490.95メートルの 地占

⑤の地点 ⑥の地点から159度39分33秒20.06メートルの地点

⑤の地点 ⑥の地点から163度56分54秒360.00メートルの地点

#### 4) 3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と⑪の地点と を結んだ線により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、 東経133度12分51秒3285の地点。

⑥の地点 基点から292度53分47秒3,316.80メートルの 地点

©の地点 ®の地点から348度14分15秒401.12メートルの地点

⑩の地点 ◎の地点から73度56分54秒900.00メートルの 地点

⑤の地点 ⑥の地点から159度39分33秒381.07メートルの地点

⑥の地点 ①の地点から253度56分54秒490.95メートル の地点

①の地点 ⑥の地点から208度56分54秒24.82メートルの 地点

⑪の地点 ①の地点から163度56分54秒172.45メートルの地点

カ 面積

1)全体
 717,599.59平方メートル

- 2) 1 工区 85,789.58平方メートル
- 3) 2工区 193,341.37平方メートル
- 4) 3 工区 438,468.64平方メートル
- 3 埋立地の用途

#### (1) 変更前

ア 1工区、2工区及び3工区

用途	規模
木材・木製品製造業用地	約5.0ha
流通施設用地	約5.0ha
漁業施設用地	約6.5ha
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	約5.0ha
非鉄金属製造業用地	約2.4ha
港湾運送業用地	約1.5ha
緑地	約18.0ha
道路用地	約2.1ha

#### (2) 変更後

ア 1 工区 (法第29条第1項に基づく変更)

用 途	規模
非鉄金属製造業用地	約5.5ha
道路用地	約0.3ha

# イ 2 工区 (変更なし)

用途	規模
緑地	約14.0ha

# ウ 3工区(法第13条/2第1項の規定に基づく変更)

用 途	規模
非鉄金属製造業用地	約24.5ha
道路用地	約1.2ha

4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成9年7月18日 愛媛県指令港第137号

5 申請年月日 令和7年8月8日

#### ○愛媛県告示第783号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区 域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町 役場において縦覧に供する。

令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 浦安地区

次に掲げる座標の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次 結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

座標	標柱
北緯33度28分33秒4795、東経132度18分48秒7717	1号
北緯33度28分33秒0422、東経132度18分48秒6527	2号
北緯33度28分32秒0766、東経132度18分48秒7492	3号
北緯33度28分32秒6878、東経132度18分47秒9725	4号
北緯33度28分31秒8869、東経132度18分46秒2700	5号
北緯33度28分31秒7857、東経132度18分44秒9120	6号
北緯33度28分31秒1947、東経132度18分43秒7717	7号
北緯33度28分31秒7371、東経132度18分43秒4304	8号
北緯33度28分32秒0868、東経132度18分43秒2104	9号
北緯33度28分33秒6398、東経132度18分45秒9870	10号
北緯33度28分33秒8541、東経132度18分47秒5923	11号

#### ○愛媛県告示第784号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売	Ŋ	さ	ば	ŧ		人		-1:	la	· ·	, 1° 2	mr.	B W & D D
指定 番号	住	所	Î	氏	名 又	は	名	称	元	ŋ	2	ばき	所	取消年月日
宇第 40号	宇和島市中央町2	丁目 5 番26号		有限会社	岩村万年	堂			宇和島市中	中央町	2丁	目 5 番26	号	令和7年7月18日

# ○愛媛県告示第785号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、 西条市東予土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年8月22日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理 事	今	井	敏	子	西条市周布1537番地3	
"	高	橋	久	子	西条市吉田267番地6	
"	渡	部	裕	子	西条市上市甲702番地	

#### ○愛媛県告示第786号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般-4)第13821号	令和4年 9月8日	(旬エヒメ管理センター	森岡 哲雄	松山市枝松 5 - 3 - 31	令和7年 7月4日	電気工事業	建設業の廃止
(般-2)第17656号	令和3年 1月28日	伊東工務店	伊東 進	松山市畑寺町830-28	令和7年 7月10日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-5)第19046号	令和5年 10月13日	(合)貫	飯尾 元祥	伊予市三秋大地甲289-1	令和7年 7月14日	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-7)第11887号	令和7年 4月6日	(有)ナルサ	松本 詩野	松山市堀江町1121 - 7 アルト堀江 4 号棟4102号 室	令和7年 7月18日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-5)第19072号	令和5年 12月11日	(有)TAISHI	岡田 裕志	松山市竹原2-1-50 エバーグリーン松山1号 館712	令和7年 7月28日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)

#### ○愛媛県告示第787号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和7年8月22日

愛媛県中予地方局長 髙 岡 晃 仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建(開)第20号 令和7年8月8日	伊予郡砥部町拾町151番 1 、152番 9	松山市井門町373番地 1 株式会社上浮穴産業

#### ○愛媛県告示第788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
一般国道		381号		北宇和郡松野町	大字蕨生1	234番					令和7年8月22日

# ○愛媛県告示第789号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同左所在地	指定年月日
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	清家廉	東温市志津川	令和 7年8月1日
ほうこう又は直腸・小腸・肝臓 機能障害	肝胆膵外科	社会医療法人真泉会 今治第一病院	高 見 裕 子	今治市宮下町一丁目1番21号	令和 7年8月1日

#### ○愛媛県告示第790号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師」	正 夕	旧 所	在 地	新 所	在 地	変更
区加工	1 4	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日
井戸田	聡	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	令和7年 6月30日

#### ○愛媛県告示第791号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 令和7年8月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院 又は診療所の名称	医 師 氏 名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ほうこう又は直腸・小腸 機能障害	消化器腫瘍外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	阿部陽介	東温市志津川	令和 7年7月4日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌尿器科	住友別子病院	宗 宮 快	新居浜市王子町3番1号	令和 7年7月7日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	佐 伯 佳央里	東温市志津川	令和 7年7月22日

### 監査公表

# ○公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年8月22日

愛媛県監査委員 髙 田 健 司

 同
 大石
 豪

 同
 髙石
 淳

同帽子大輔

# (監査の基準)

愛媛県監査委員監査基準(令和2年4月1日付け愛媛県監査委員告示第1号)に準拠し実施した。

(監査の種類)

財務監査

(監査の着眼点)

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われている か。

(監査の実施内容)

令和6年度財務における公営企業管理局の定期監査を9機関に対して実施した。

	区分	実地監査	書面監査	計
公	営企業管理局	9	0	9
	本庁	3	0	3
	地方機関(病院等)	6	0	6

# (監査対象機関)

_						
	監 査	対象	機	関		監 査 年 月 日
公	営 企	業管	理	局		
	総	務			課	令和7年6月11日
	発 電	1 工		水	課	令和7年6月11日
	県 ユ	立 病		院	課	令和7年6月11日
松	山 発 電	工水管	章 理	事	務所	令和7年6月6日
西乡	条地区工	業用水流	直管:	理事	事務所	令和7年6月5日
中	<del>j</del>	Ŧ	病		院	令和7年6月11日
今	ří	É	病		院	令和7年6月6日
南	宇	和	有	苪	院	令和7年6月4日
新	居	浜	折	岗	院	令和7年6月5日

#### (監査の結果)

令和6年度における予算の執行その他について、前述の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

#### 1 工業用水道事業

(1) 西条地区工業用水道事業については、長期借入金185億円の借入 残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、今後は、 既受水企業等の動向把握や売水促進活動を更に強化するとともに、 企業立地の促進支援等による新たな水需要の開拓に一層努めるほ か、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化 に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

#### 2 病院事業

- (1) 令和6年度には看護師採用試験を4回実施したほか、看護師養成 校への働きかけを強化するなど、受験者の増加と就職辞退者の減 少に取り組むとともに、臨床心理士を新たに配置してメンタル面 でのサポートを強化するなど離職防止対策にも取り組んでいるが、 依然として看護師不足は深刻な状況が続いていることから、今後 とも看護師確保対策の強化に努められたい。
- (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策としての空床確保が終了したことや経営努力などにより、当年度の入院患者数は増加したものの患者数がコロナ前の水準まで回復せず収入が伸び悩んでいることに加え、急激な物価高騰などで支出が大幅に増加したことから、令和6年度の決算において、経常損失については、前年度の

32億8,294万円を10億4,507万円上回る43億2,801万円を計上し、純 損失については、前年度の33億873万円を10億1,782万円上回る43 億2,655万円となるなど、過去最大の赤字が発生しており、一段と 厳しい経営状況となっている。

また、累積欠損金は240億円に上り、企業債300億円や一般会計等からの長期借入金102億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、令和7年度当初予算では、初めて赤字を前提とした予算編成となった。

県立病院は本県の地域医療構想に基づく地域の中核病院であり、 今後も継続して高度で良質な医療の安定的な供給の確保が期待されることから、医師、看護師等の確保と診療科の維持に引続き取り組むとともに、財政健全化により一層努められたい。

なお、病院事業を取り巻く環境は、人件費上昇や急激な物価高騰、医師や看護師の不足などがさらに深刻化すると見込まれることから、一般会計に与える財政的影響も踏まえ、速やかに「第2次愛媛県立病院中期経営戦略」の見直しが必要と思われるが、見直しに当たっては、外部有識者の活用も視野に、将来の赤字解消に向けた取組の更なる強化策を検討されたい。

(3) 歯科用不要金属の売却に関して事業者から提出された一連の参考 見積(2件)の合計金額が30万円以上(個々の参考見積はいずれ も30万円未満)であったことから、これを1件の事案にまとめて 2人以上の者から見積書を徴すべきところ、誤って個々の参考見 積に基づいて同一の事業者1者から見積書を徴して随意契約を行っており、契約事務の透明性及び競争性を著しく欠いていた。

(中央病院)

# 人事委員会規則

#### ○愛媛県人事委員会規則12-78

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月22日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 (職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12—1)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(休暇の許可の事由及び期間)

## 第1条の3 省略

- 2 省略
- 3 30分を単位として与える無給休暇は\_

\_\_\_\_\_、1日を通じて4時間(前項の表の右欄の(1)に掲げる期間を超えてなお必要となつた場合にあっては、2時間) を超えない範囲内の時間とする。

4 省略

#### **第13条** 省略

(条例第13条の2第2項の人事委員会規則で定める期間)

第13条の2 条例第13条の2第2項の人事委員会規則で定める期間 は、同項に規定する対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々 日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。 (休暇の許可の事由及び期間)

## 第1条の3 省略

- 2 省略
- 3 30分を単位として与える無給休暇は、始業の時刻から連続し、 又は終業の時刻まで連続した時間で、1日を通じて4時間(前項 の表の右欄の(1)に掲げる期間を超えてなお必要となつた場合にあ つては、2時間)の範囲内 とする。
- 4 省略

**第13条** 省略

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12—4)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休暇の許可の事由及び期間)	(休暇の許可の事由及び期間)
第2条の3 省略	第2条の3 省略
2 省略	2 省略
3 30分を単位として与える無給休暇は	3 30分を単位として与える無給休暇は、始業の時刻から連続し、
、1日を通じて4時間(前項	又は終業の時刻まで連続した時間で、1日を通じて4時間(前項

の表の右欄の(1)に掲げる期間を超えてなお必要となつた場合にあっては、2時間) <u>を超えない範囲内の時間</u>とする。

4 省略

(条例第13条の2第2項の人事委員会規則で定める期間)

第13条 条例第13条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、 同項に規定する対象教育職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々 日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

# 第13条 削除

4 省略

## 附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

#### 選挙管理委員会告示

#### ○愛媛県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年8月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数

1.103.629

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

22 073

- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して 得た数 237,954
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選	挙	区	別	選挙権を有する者の総 数	同左の3分の1の数 (松山市・工学へ下部 学区にあっては数にでいるの1にを乗じてるの1を乗り分の1を乗り分を乗り分を乗りて得た数と40万に数とて得た数とで得た数とで得た数とで得た数とで得た数とで得た数)
伊	7	F	郡	42,493	14,165
南	宇	和	郡	16,656	5,552
松山	市・	上浮	穴郡	427,734	137,956
今治	市	越	智 郡	130,012	43,338
宇和	島市	·北宇	和郡	69,490	23,164
八幡	浜市	西宇	和郡	32,832	10,944
新	居	浜	市	94,961	31,654
西	4	K.	市	86,999	29,000

大洲	市・喜	多郡	46,292	15,431
伊	予	市	29,945	9,982
四国	1 中央	上 市	69,073	23,025
西	予	市	29,249	9,750
東	温	市	27,893	9,298

の表の右欄の(1)に掲げる期間を超えてなお必要となつた場合にあ

つては、2時間)<u>の範囲内</u>とする。

#### 正 誤

# 〇正 誤

令和 7 年 8 月 1 日付け第632号愛媛県告示第748号(県営土地改良 事業の事業計画書の縦覧(3 件))中

ページ	箇 所	誤	正
596	左欄 上から6行目	庁舎及び愛媛県ホーム	四国中央市役所川之江 窓口センター及び愛媛 県ホームページ

# ○正 誤

令和7年7月11日付け第626号外2愛媛県公営企業管理規程第8号(愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程)中

- 111. - 1. 11 - - 111. - 111 - - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. -

ページ	箇 所	誤	正
2	改正後表中 上から4行目 及び5行目	11か月	11箇月

令和7年8月22日 発行 621